

環境学習講座「ecoキッズ～春の岩洞湖ハイキング！」

第2章 環境の状況

私たちが暮らす盛岡の環境は、現在どのような状況にあるのでしょうか。今後、私たちがどのような取り組みを行うべきか考えるためには、今の盛岡の状況を知る必要があります。

第2章では、令和6年度の盛岡市の環境の状況を、基本計画に掲げる環境分野の施策ごとに見ていきます。

第1節 気候変動



1 温室効果ガス排出量の状況

地球温暖化の原因とされる温室効果ガス※の本市における令和4（2022）年度の総排出量推計値は、2,058千t-CO₂であり、基準年度である平成25（2013）年度に比べると16.5%減少しているものの、令和3（2021）年度よりも0.9%増加しています。（表2-1）

内訳をみると、全体の9割を占める二酸化炭素の排出量が1,832千t-CO₂と、令和3（2021）年度に比べ、2.0%増加しており、主に家庭部門における電気・灯油等の燃料使用量の増加や運輸部門における貨物の走行距離増加によることが原因であると考えられます。詳細は、p. 93～95を参照ください。

温室効果ガス排出量は、概ね減少傾向にあるものの近年は横ばいで推移しており、目標に掲げる令和12（2030）年度1,203千t-CO₂の達成には、更なる削減を進める必要があります。

表 2-1 温室効果ガス排出量の基準年比

ガス種	温室効果ガス排出量(単位:千t-CO ₂)				令和12 (2030)年度 目標削減率 (基準年度比)	
	平成25 (2013)年度 (基準年度)	令和3 (2021)年度	令和4(2022)年度			
			前年度比	基準年度比		
二酸化炭素(CO ₂)	2,299	1,797	1,832	2.0%	△20.3%	△49.8%
メタン(CH ₄)	37	30	29	△2.5%	△21.6%	
一酸化二窒素(N ₂ O)	37	62	62	0.1%	70.7%	△38.4%
代替フロン等4ガス分野 (HFC、PFC、SF ₆ 、NF ₃)	91	152	134	△11.5%	47.5%	13.2%
合計	2,463	2,040	2,058	0.9%	△16.5%	△51.2%

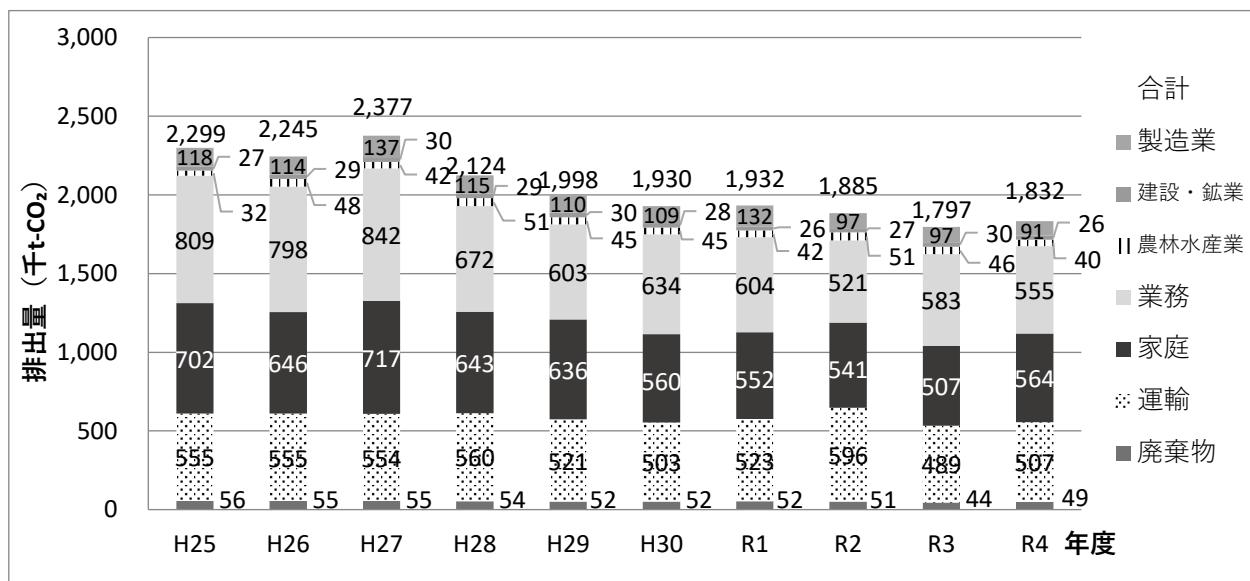


図 2-1 温室効果ガス排出量の基準年比

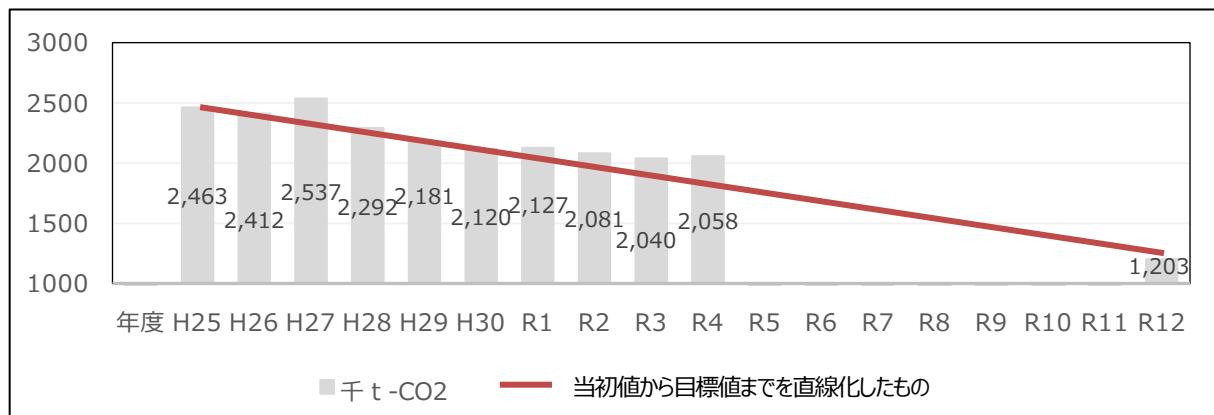


図2-2 温室効果ガス排出量の推移

2 気温の変化など

本市では、これまでに次のような気候変動が起きています。

1 気温（盛岡市）

大正13（1924）年から令和6（2024）年までの観測データによると、本市の平均気温は100年あたり約2.0°Cの割合で上昇しています。また、一日の最高気温が25°C以上となる夏日が10年あたり約2.1日、30°C以上となる真夏日は約1.1日の割合でそれぞれ増加しています。一方で一日の最低気温が0°C未満となる冬日は、10年あたり約2.5日の割合で減少しており、冬平均気温（12月～2月）は、100年あたり約2.1°Cの割合で上昇しています。

令和6（2024）年は、年間の平均気温が最も高く、特に冬の平均気温が1.5°Cと最も高かったほか、一日の最高気温が35°C以上となる猛暑日は少なかったものの、夏日の日数が118日と最も多く、年間を通じて気温の高い1年であったことから、地球温暖化の影響が強く感じ取れます。

2 降水量

岩手県において、短時間強雨の回数も長期的に増加傾向が見られます。1時間降雨量30mm以上の年間発生回数は、観測地点ごとに、10年あたり約0.06回の割合で増加しています。（図2-5）また、本市における年間降水量について、100年あたり約146.7mmの割合で増加傾向にあるなど、様々な面で地球温暖化の影響がみられます。

令和6（2024）年は、降水量や降水回数に突出した特徴はないものの、8月には1時間に約100mm以上の猛烈な雨が降る記録的短時間大雨情報が複数回発表され、線状降水帯※が原因となる災害も発生しました。

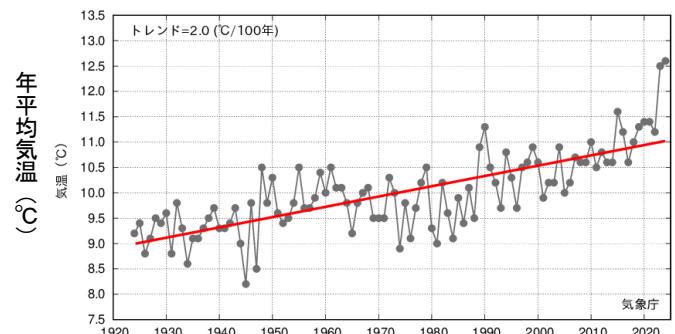


図2-3 年平均気温の経年変化（盛岡市）

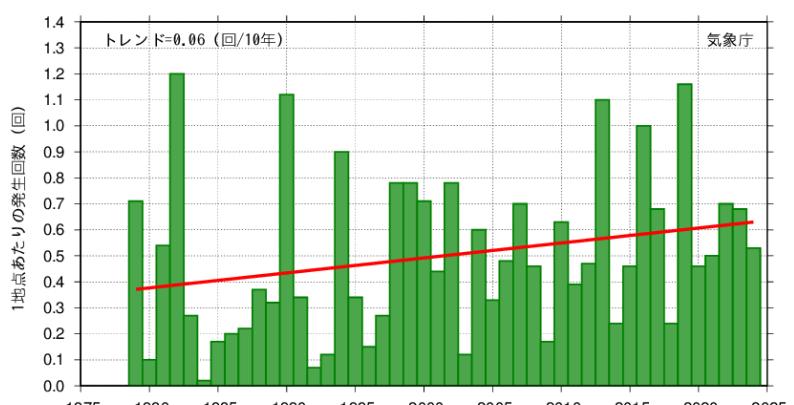


図2-4 短時間強雨（30 mm以上/時間）の年間発生回数

第2節 循環型社会



1 ごみ減量化への取組

循環型社会の形成を目指して令和8年度を目標年度とする「盛岡市一般廃棄物処理基本計画（平成29年3月改定）（令和4年3月中間見直し）」を策定し、ごみの減量・資源化を計画的に推進しています。この計画では、市民・事業者・市それぞれの役割と具体的な取組を定めて、「循環型社会」の実現を目指しています。

ごみ処理における資源化（資源集団回収※による資源化を含む。）の状況は、図2-5～2-7のとおりで、令和6年度のリサイクル率は、14.6%でした。

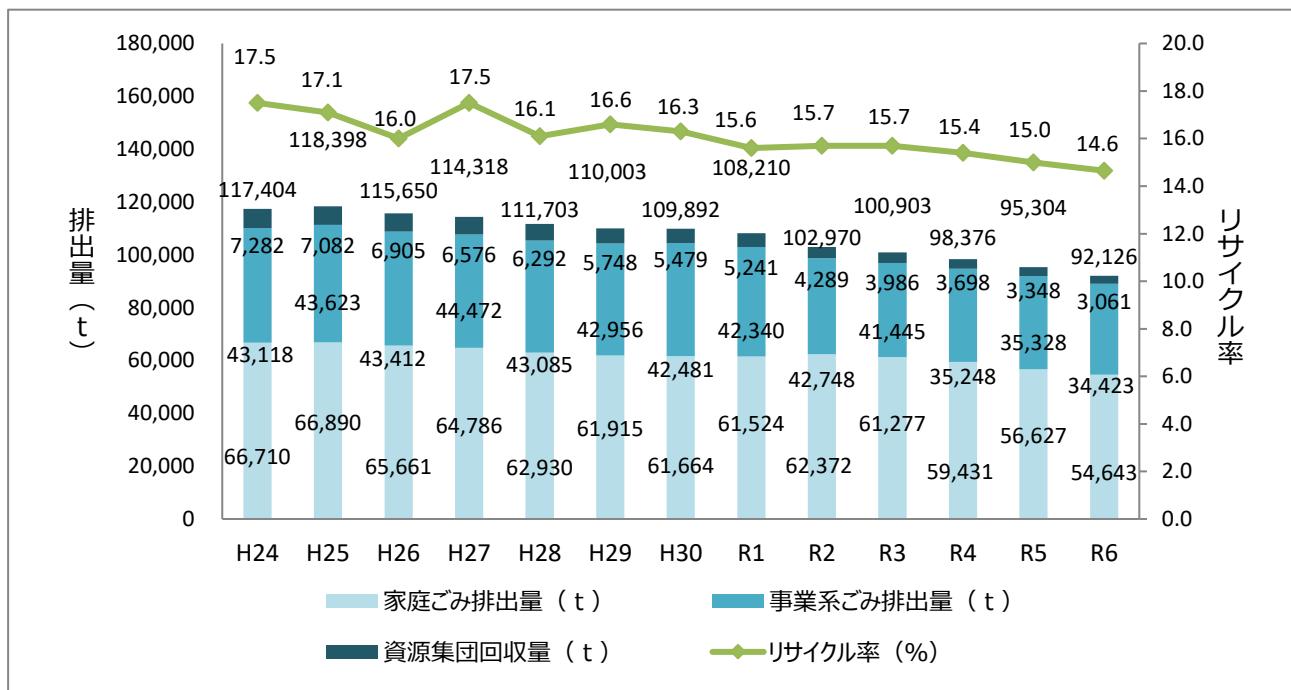


図 2-5 ごみ総排出量とりサイクル率の推移

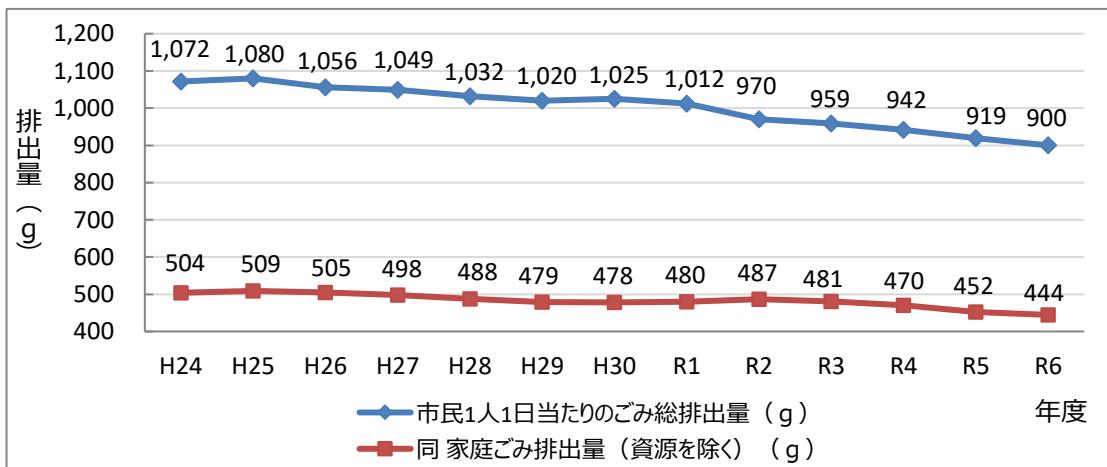


図 2-6 市民1人1日当たりのごみ排出量

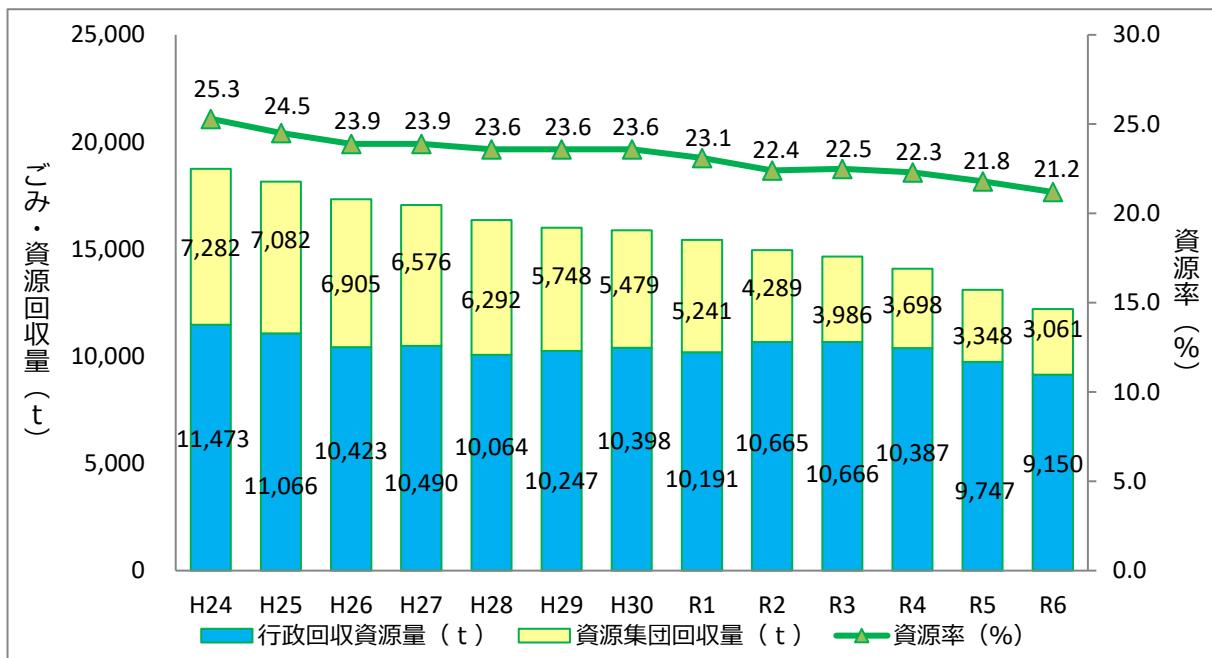


図 2-7 資源の量と資源率の推移

※家庭ごみ総排出量＝家庭ごみ排出量＋資源集団回収量
資源率＝（行政回収資源量＋資源集団回収量）／家庭ごみ総排出量

2 ごみ排出・処理の状況

本市のごみ処理については、合併する前の盛岡地域、都南地域、玉山地域の三つの地域に分け、表2-2のとおり行っています。

表2-2 地域別ごみ処理施設

区分		施設	処理内容
盛岡地域	盛岡市	クリーンセンター	ごみの焼却処理
		粗大ごみ処理施設	燃やせないごみ、粗大ごみの処理
		資源ごみ分別施設	資源の分別処理
		埋立処分場	焼却残灰等の埋立処理
都南地域	盛岡・紫波地区環境施設組合	ごみ焼却施設	ごみの焼却処理
		不燃物処理資源化設備	燃やせないごみ、資源等の処理
		容器包装リサイクル推進施設	その他プラスチック製・紙製容器包装の選別圧縮梱包処理
		リサイクルコンポストセンター	生ごみの堆肥化処理
		埋立処分場	焼却残灰等の埋立処理
玉山地域	岩手・玉山環境組合	ごみ焼却施設	ごみの焼却処理
		粗大ごみ処理施設	燃やせないごみ、粗大ごみの処理
	盛岡市	リサイクルセンター	資源の分別処理
	盛岡市	埋立処分場	焼却残灰等の埋立処理

本市全体の令和6年度のごみ総排出量は92,126トン、1人1日当たりの総排出量は900gと、ともに前年度より減少しています。ペーパーレス化、簡易包装や詰め替え商品の利用のような生活様式の簡素化が社会全体に浸透しているほか、高齢世帯や単身世帯の増加による消費活動の抑制等がごみ総排出量の減少に寄与していると考えています。ごみ排出量の状況とごみ処理の状況は、表2-3及び表2-4のとおりです。

表2-3 ごみ排出量状況の推移 (単位:t)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ごみ排出量	110,003	109,892	108,210	102,970	100,903	98,376	95,304	92,126
可燃ごみ	85,584	84,904	83,912	79,376	78,216	76,909	75,064	73,032
不燃系ごみ	7,599	8,148	8,013	8,057	7,464	6,828	6,620	6,360
資源ごみ	16,820	16,840	16,285	15,537	15,222	14,639	13,620	12,734
1人1日当たり 排出量(g)	1,020	1,025	1,012	970	959	942	919	900

注1 数値の四捨五入により、ごみ排出量と各ごみの量の計が一致しない場合があります。

表2-4 ごみの処理状況の推移 (単位:t)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
焼却処理	90,219	90,037	88,968	84,658	83,254	81,477	79,520	77,295
破碎・選別処理	13,675	14,342	14,222	14,563	13,986	12,899	12,634	12,190
堆肥化処理	1,658	1,611	1,597	1,522	1,481	1,386	1,198	1,095
埋立処理	12,507	12,894	12,557	11,658	11,328	11,116	11,100	10,816
委託処理（小型家電、乾電池、蛍光管、廃タイヤ）	119	121	48	119	124	123	139	132

注1 破碎・選別は中間処理であり、処理後は焼却処理、埋立処理又は資源化されています。

3 し尿等の処理の状況

し尿等の処理は、盛岡地域及び都南地域については盛岡地区衛生処理組合が、玉山地域については盛岡北部行政事務組合がそれぞれ行っています。処理状況は、表2-5のとおりで、し尿、浄化槽汚泥ともに前年度より減少しています。

表2-5 し尿等処理状況の推移 (単位:kL)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
し尿	20,960	19,130	18,256	17,791	16,449	15,816	14,701	14,052
浄化槽汚泥	7,742	7,917	8,314	8,536	8,695	8,335	8,585	8,465
合計	28,702	27,047	26,570	26,327	25,144	24,151	23,286	22,517

第3節 自然環境



1 生態系

本市は、自然植生の水平分布からみると夏緑落葉広葉樹林帯[※]に属し、垂直分布からみると低山帯、山地帯、亜高山帯、高山帯があり、変化に富んだものとなっており、多種多様な植生が分布しています。砂子沢の奥地にはヒノキアスナロ林やブナ林などの貴重な原生の自然環境が残っています。山地帯は主にスギやアカマツ・カラマツの植林地やコナラ群落などの二次林になっており、市街地の周辺は水田や畠地が広がっています。特定植物群落[※]として零石川の沼沢地植生、築川のケヤキ林、姫神山のダケカンバ低木林、藪川のカシワ林などがあげられます。天然記念物として、カキツバタやシダレカツラなどの貴重な植物群落や植物種が分布しています。また、姫神山から岩洞湖及び早坂高原の一帯は、県立自然公園区域となっています。

特定植物群落以外の貴重な群落や希少な種の生育地についても、適切な保全対策に努める必要があります。

また、野生生物では、丘陵・山間地でのイヌワシ、クマタカ、オオタカなどの大型猛禽類や、ニホンカモシカやツキノワグマなどの大型ほ乳類などの生息が確認されるなど豊かな生態系が見られます。北上川や御所ダムなどはマガモやオオハクチョウなどの飛来地となっています。また、四十四田ダム周辺、下厨川の一帯、零石川河川敷など、市街地及びその周辺部においても両生類・は虫類や各種の昆虫類の生息が確認されています。その一方で、近年、ニホンジカなど繁殖域が拡大している野生動物による農作物被害が増加しています。

本市には多様な自然環境が存在し、それらの環境に適合した多くの貴重な動植物の生息が確認されており、その生息環境の保全に努めが必要です。

2 法令等による自然環境の保全に係る指定等

① 早池峰山周辺森林生態系保護地域の指定

貴重な原生林の保護域として、国有林野經營規程及び保護林設定要領に基づき、早池峰山周辺が森林生態系保護地域の指定を受けています。盛岡市域では、砂子沢・毛無森地域480.78ha（うち保存地区319.19ha、保全利用地区161.59ha）がこれに含まれています。

② 鳥獣保護区の設定

野生鳥獣の保護繁殖及び狩猟の適正化を図るため、令和6年度末において鳥獣保護区、休獵区、特定獵具使用禁止区域が表2-6のとおり設定されています。

表 2-6 鳥獣保護区等の状況

	鳥獣保護区	休獵区	特定獵具 使用禁止区域	備考
箇所数	13	0	7	
面積 (ha)	10,956	0	16,160	一部隣接自治体を含む。

③ 自然環境保全地域及び環境緑地保全地域の指定

優れた自然環境や身近な自然環境の保全を図るため、令和6年度末において、岩手県自然環境保全条例に基づき、自然環境保全地域及び環境緑地保全地域が表2-7のとおり指定されています。

表 2-7 自然環境保全地域等の状況

	箇所数	位置	面積 (ha)
自然環境保全地域	1	区界高原	550（宮古市域分を含む。）
環境緑地保全地域	1	国道4号及び282号沿線の沿道の樹木林	22（滝沢市域分を含む。）

④ 県立自然公園の指定

優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図るため、令和6年度末において、岩手県立自然公園条例に基づき、県立自然公園が表2-8のとおり指定されています。

表 2-8 県立自然公園の状況

	公園名	面積 (ha)
県立自然公園	外山早坂高原	9,333 (岩泉町域分を含む。)

3 身近な緑や自然

① 公園・緑地の整備

快適で住みよい都市環境の形成を目指し、街区公園をはじめ緑豊かな大規模な公園の整備など、公園の整備・充実に努めています。

令和6年度末現在で、490箇所の公園等を開設し、1人当たりの公園面積は13.18 m²となっています。(表2-9、図2-8)

なお、端数処理のため、合計が一致しない場合があります。

表 2-9 開設公園等の状況

種 別	数	面積(ha)				
			基幹公園	都市基幹公園		
幼児公園	282	9.65	住区基幹公園	児童公園	157	36.55
近隣公園	10	19.33		地区公園	4	25.24
総合公園	5	90.13		運動公園	1	25.40
大規模公園	1	20.35				
特殊公園	4	84.62				
都市緑地	23	12.75				
緑道	1	2.19				
墓園	1	39.80				
広場	1	0.60				
合 計	490	366.63				

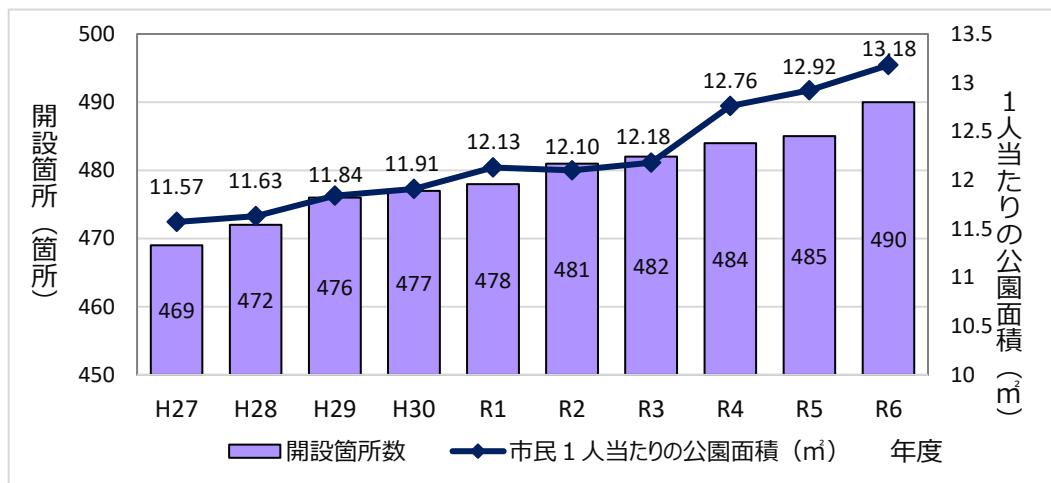


図 2-8 開設公園等箇所数の推移

注 農村公園を含まない。

② 農村公園※・森林公園※の状況

農村公園・森林公園の令和6年度末までの開設状況は、表2-10のとおりです。

表 2-10 農村公園・森林公園の開設状況

種 別	数	面積 (ha)
農村公園	6	1.50
森林公園	2	149.86

③ グリーンプロット※の設置

街かどの小緑地を創出するために、昭和51年から民間の協力も得ながらグリーンプロットの整備を実施してきています。令和6年度末現在、市内には75箇所のグリーンプロットが設置されています。

④ 条例に基づく環境保護地区※等の指定

自然環境等の保全を図るため盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例に基づき、「環境保護地区」、「保護庭園」、「環境緑化地区※」等を指定しています。（表2-11、2-12、2-13）

表 2-11 環境保護地区（令和6年度末の状況）

名 称	面積 (ha)	区 域	指定年月日
蛇ノ島地区	5.2	盛岡市上堂四丁目地内	昭和48. 2. 1
高松神社地区	1.2	〃 高松三丁目地内	昭和48. 2. 1
天満宮地区	1.3	〃 新庄地内	昭和48. 2. 1
安倍館地区	3.9	〃 安倍館町地内	昭和48. 2. 1
中津川地区	22.0	水道橋下流端から北上川合流点まで	昭和48. 2. 1
三馬橋地区	9.8	盛岡市箱清水一丁目・二丁目地内	昭和48. 2. 1
愛宕山地区	8.1	〃 愛宕町、山岸一丁目、愛宕下地内	昭和48. 2. 1
妙泉寺地区	9.5	〃 加賀野字桜山地内	昭和48. 2. 1
二ツ森地区	38.2	〃 浅岸字二ツ森地内	昭和48. 2. 1
北山寺院群地区	19.7	〃 北山一丁目・二丁目、名須川町、愛宕町地内	昭和48. 2. 1
寺ノ下寺院群地区	3.5	〃 大慈寺町地内	昭和48. 2. 1
永祥院地区	0.8	〃 材木町地内	昭和49. 2. 1
川留稻荷地区	0.3	〃 加賀野一丁目地内	昭和49. 2. 1
稻荷神社地区	0.3	〃 稲荷町地内	昭和49. 2. 1
下米内地区	16.0	〃 下米内字寺並地内	昭和49. 2. 1
円光寺地区	0.8	〃 南大通三丁目地内	昭和49. 12. 23
大宮神社地区	0.4	〃 本宮字大宮地内	昭和49. 12. 23
外山岸地区	16.1	〃 三ツ割字洞清水、山岸字庚申下地内	昭和50. 3. 1
蝶ヶ森地区	18.6	〃 東安庭字蝶ヶ森、門字蝶ヶ森・真立地内	昭和50. 3. 1
合計 (19箇所)	175.7		

表 2-12 保護庭園（令和6年度末の状況）

名 称	面積 (m ²)	所 在 地	指定年月日
賜松園	1,200	盛岡市南大通一丁目 7番3号	昭和47. 11. 25
老梅園	1,400	〃 大慈寺町7番18号	昭和47. 11. 25
武田邸	2,000	〃 長田町19番1号	昭和47. 11. 25
小泉邸	500	〃 馬場町5番30号	昭和48. 2. 1
下田邸	4,708	〃 前九年一丁目4番14号	昭和49. 2. 1
一ノ倉邸	8,600	〃 安倍館町19番64号	昭和49. 2. 1
南昌荘	2,300	〃 清水町13番46号	平成12. 5. 16
合計 (7箇所)	20,708		

表 2-13 環境緑化地区（令和6年度末の状況）

名 称	面積 (ha)	区 域	指定年月日
つつじが丘団地	12.5	盛岡市つつじが丘地内	昭和48. 2. 1
岩脇緑が丘団地	3.5	〃 岩脇町地内	昭和48. 2. 1
松園団地	215.0	〃 松園一丁目・二丁目・三丁目、東松園一丁目・二丁目・三丁目・四丁目、西松園一丁目・二丁目・三丁目・四丁目地内	昭和50.10. 8
合計（3箇所）	231.0		

4 盛岡市自然環境及び歴史的環境保全計画（生物多様性地域戦略）

分野横断的施策2：地域「魅力あるまちづくり」、環境分野の施策 基本方針1「各主体が協働しながら、持続可能な社会を形成し、継承するまちづくり」、基本方針4「生物多様性を確保しながら、人と自然が共生できる社会の形成」の実現のため、令和3年3月に盛岡市自然環境及び歴史的環境保全計画（生物多様性地域戦略）を策定しました。計画における基本方針及び各施策は次のとおりです。

基本方針1 豊かな自然環境と生物多様性の確保【生物多様性地域戦略】

施 策

- (1) 環境保護地区等の保全
- (2) 河川、水辺、池沼、湧水等の保全
- (3) 自然・生物に関する情報の整備（希少種の把握と生息区域の保護）
- (4) 特定外来生物・有害鳥獣防除対策

基本方針2 緑や自然とのふれあいの促進【生物多様性地域戦略】

施 策

- (1) 自然とのふれあいの場の確保
- (2) 環境学習の充実
- (3) 市民等との協働活動

基本方針3 歴史的環境の保全

施 策

- (1) 保護庭園・保存建造物の保全
- (2) 旧町名の保存

第4節 生活環境



1 大気、水質、騒音・振動、悪臭等の状況

(1) 大気環境の状況

① 大気汚染の監視体制

大気汚染の状況について、一般環境大気測定局1局（右図①：津志田局）、自動車排出ガス測定局1局（右図②：上田局）の計2局で常時監視を行っています。（図2-9、表2-14）

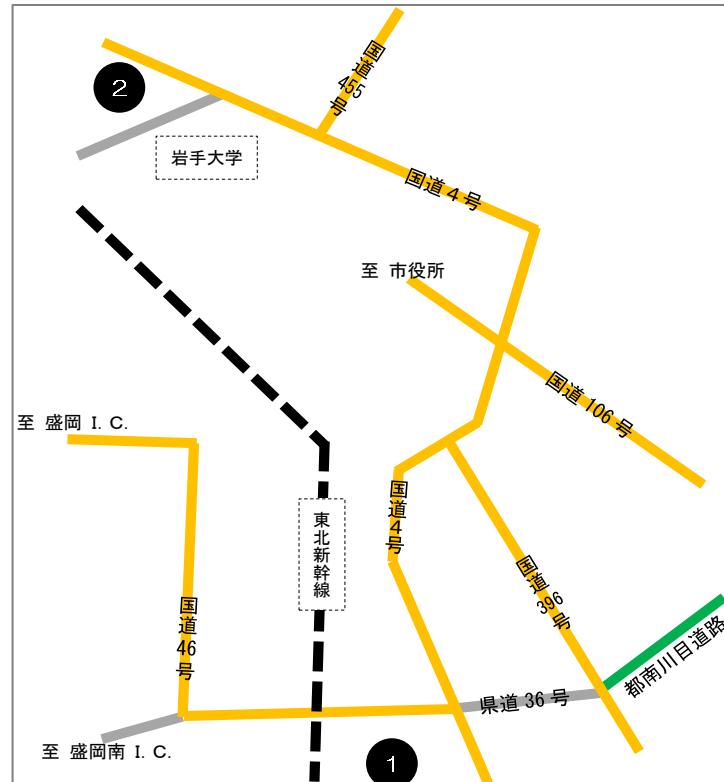


図2-9 測定地点位置図

表 2-14 測定地点と測定項目

測定地点		測定項目								
		常時監視項目							その他項目	
種別	地点名	二酸化硫黄	*窒素酸化物	*浮遊粒子状物質	一酸化炭素	*光化学オキシダント	*微小粒子状物質	風向風速	*有害大気汚染物質	*ダイオキシン類
一般環境大気測定局	①津志田局	○	○	○		○	○	○	○	○
自動車排出ガス測定局	②上田局		○	○	○		○			

（各測定局において、○のついている項目で測定を行ったもの。）

備考 ダイオキシン類については、平成19年度までは岩手県が測定しています。

② 大気環境の状況

ア 二酸化硫黄 (SO₂)

二酸化硫黄は、重油や石炭の中に含まれている硫黄が燃えてできる物質です。濃度が高くなると、呼吸器系の疾患の原因となったり、農作物や植物の葉を枯らしたりします。主な発生源は、工場やビルの排煙です。令和6年度は津志田局において環境基準※ (0.04ppm※以下) を達成しており、良好な状況にあります。(図2-10、2-11)

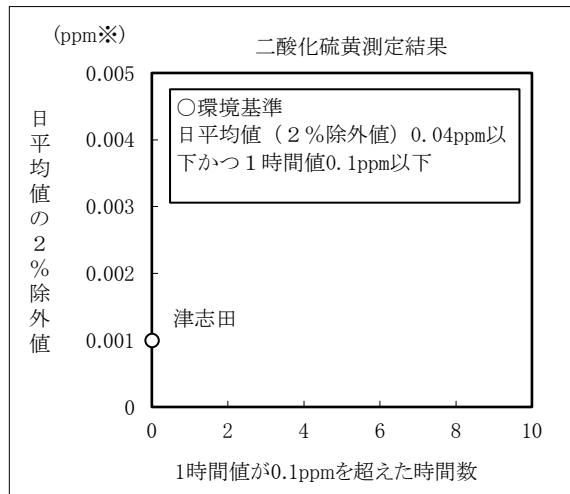


図2-10 令和6年度測定結果

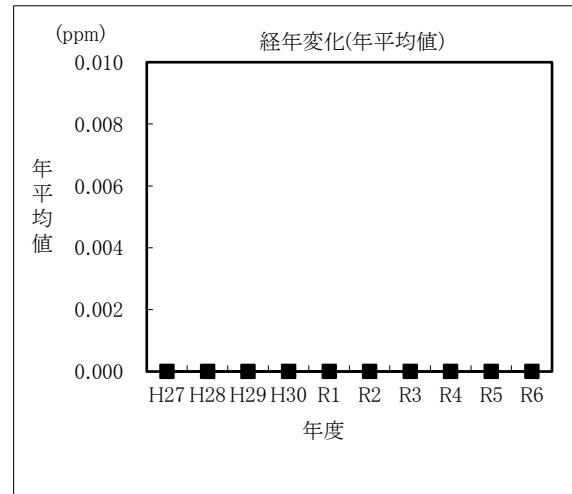


図2-11 経年変化

イ 二酸化窒素 (NO₂)

二酸化窒素は、物が燃えることにより発生する物質で、工場、自動車、ビルや家庭の暖房などから排出され、濃度が高くなると、呼吸器系の疾患の原因となります。令和6年度においては、いずれの測定局においても環境基準を達成しており、良好な状況にあります。(図2-12、2-13)

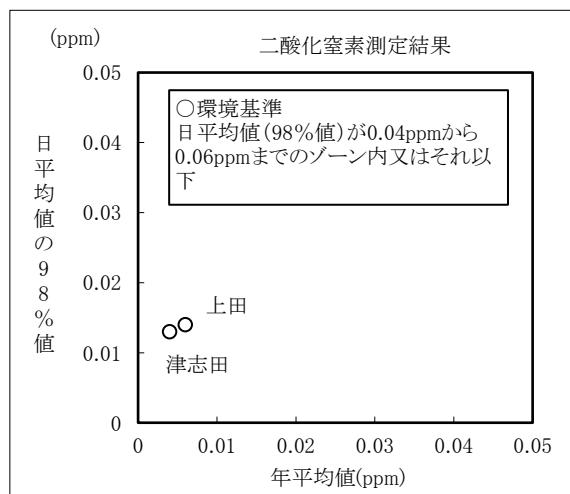


図2-12 令和6年度測定結果

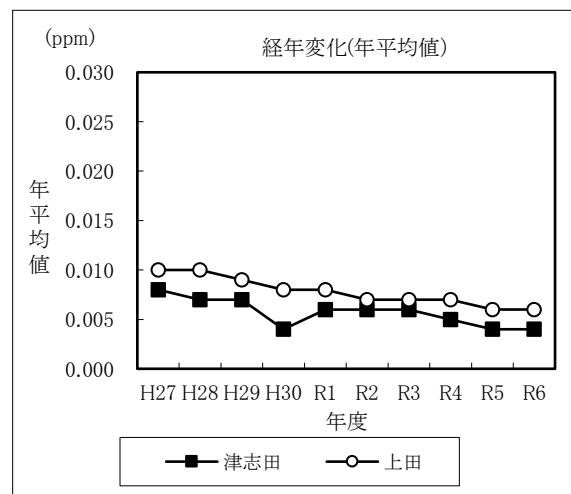


図2-13 経年変化

ウ 一酸化炭素 (CO)

一酸化炭素は、炭素を含む物質が不完全燃焼したときに発生する物質で、その発生源のほとんどが自動車です。体内の血液中のヘモグロビンと結び付いて酸素の供給能力を阻害し、中枢神経に影響を及ぼすことがあります。令和6年度は、上田局において環境基準（10ppm以下）を達成しており、良好な状況にあります。（図2-14、2-15）

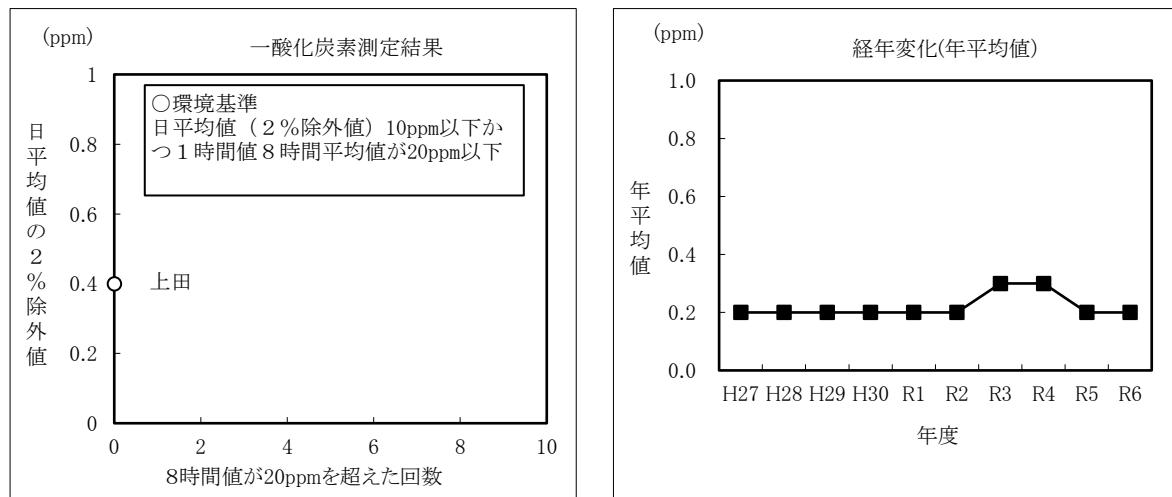


図2-14 令和6年度測定結果

図2-15 経年変化

エ 光化学オキシダント (O_x)

光化学オキシダントは、窒素酸化物 (NO_x) や炭化水素等が大気中で太陽の紫外線により光化学反応して発生する酸化力の強いガスの総称です。主な成分はオゾン (O_3) *が全体の約80%を占めており、濃度が高くなると目がチカチカして痛くなったり、ひどいときには呼吸困難になったりします。

令和6年度においては、環境基準（1時間値0.06ppm）を122時間超過し、最高濃度は0.086ppmに達しましたが、注意報（1時間値0.12ppm）が発令されるまでには至りませんでした。（図2-16）

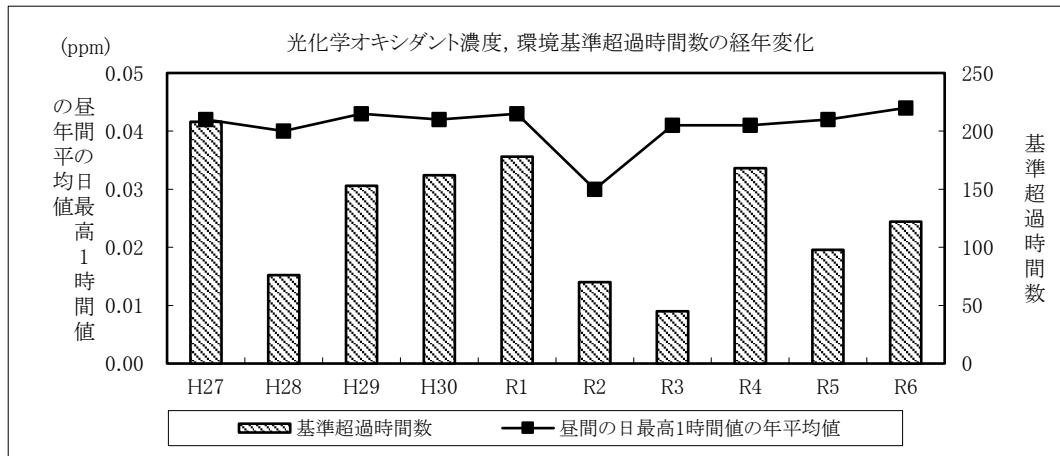


図2-16 経年変化

オ 浮遊粒子状物質 (SPM)

浮遊粒子状物質とは、空气中を浮遊する粒子状物質のうち、粒径が $10\mu m$ （ $1\mu m$ は100万分の1m）以下の小さい粒子状物質のことです、自動車の排出ガスや道路のほこりの巻き上げ、工場の煙などに含まれています。これを吸い込むと肺の奥深くまで達し、呼吸器系の疾患の原因となります。令和6年度には、

いずれの測定局においても環境基準を達成しており、良好な状況にあります。（図2-17、2-18）

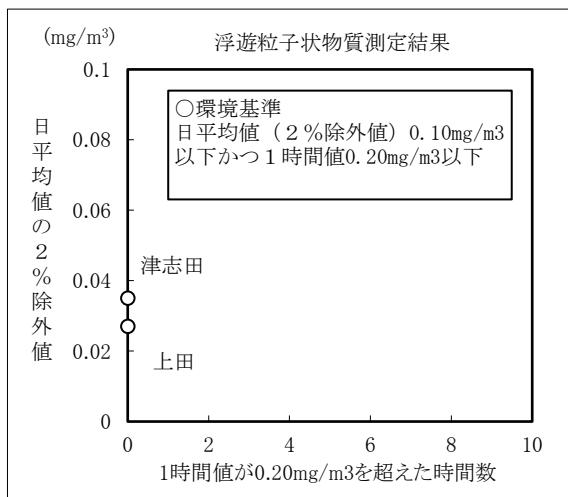


図2-17 令和6年度測定結果

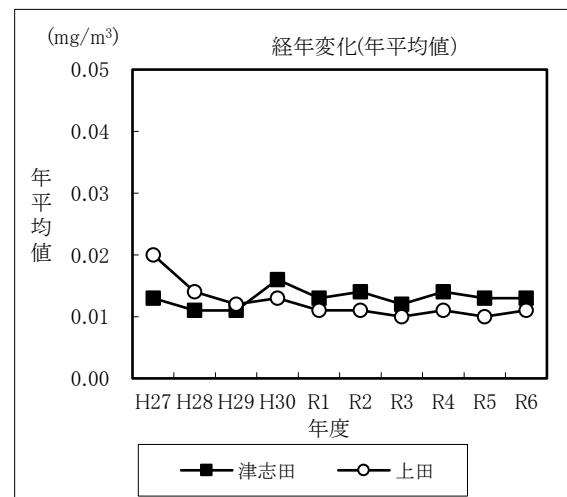


図2-18 経年変化

カ 微小粒子状物質（PM2.5）

微小粒子状物質とは、空気中を浮遊する粒子状物質のうち粒径が $2.5\mu\text{m}$ 以下の小さな粒子をいい、肺の奥深くまで達しやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が懸念されています。平成21年9月に環境基準（1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下で、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下）が設定されたことを受け、市では、平成23年3月に監視体制を整備しました。

令和6年度は、津志田局で1年平均値が $7.1\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、1日平均値の年間98%値が $20.4\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、上田局で1年平均値が $9.7\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、1日平均値の年間98%値が $21.1\mu\text{g}/\text{m}^3$ となり、両局で環境基準を達成しました。（図2-19、2-20）

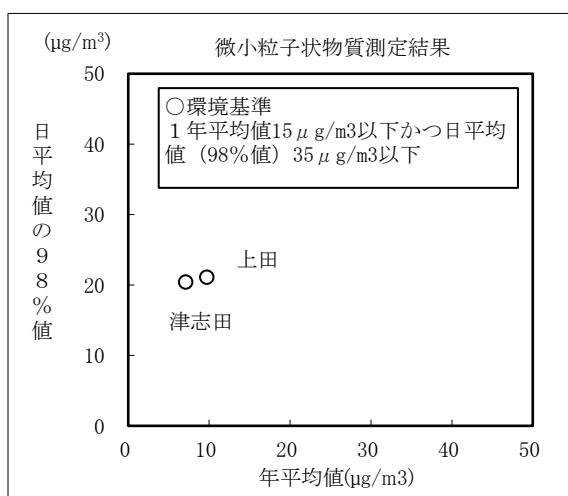


図 2-19 令和6年度測定結果

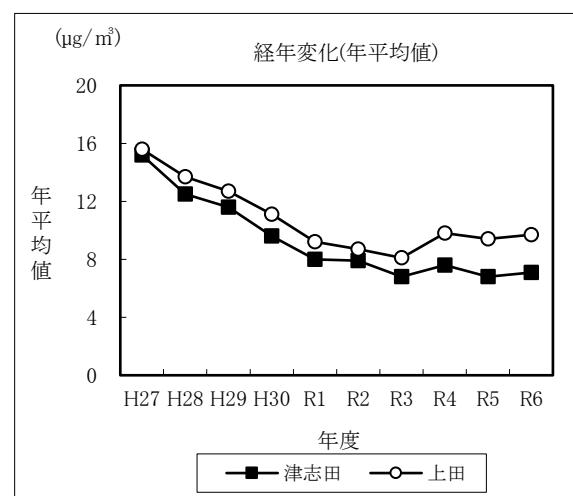


図 2-20 経年変化

キ 有害大気汚染物質

有害大気汚染物質とは、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気の汚染の原因となる物質の総称で、現在248物質がこれに該当する可能性があるとされており、このうち23物質が特に優先して対策に取り組むべき物質（優先取組物質）となっています。

令和6年度は、六価クロムを含む優先取組物質の23物質^{注1}について調査を行いました。環境基準又は指針値が定められている13物質については、すべて環境基準又は指針値を下回っています。（表2-15）

表2-15 測定結果

No	物質名	単位	年平均値	環境基準等	No	物質名	単位	年平均値	環境基準等
1	アクリロニトリル	µg/m ³	0.005	2 (指針値)	12	テトラクロロエチレン	µg/m ³	0.009	200
2	アセトアルデヒド	µg/m ³	1.4	120 (指針値)	13	トリクロロエチレン	µg/m ³	0.026	130
3	塩化ビニルモノマー	µg/m ³	0.003	10 (指針値)	14	トルエン	µg/m ³	1.0	-
4	塩化メチル	µg/m ³	1.3	94 (指針値)	15	ニッケル化合物	ng/m ³	1.5	25 (指針値)
5	クロム及び三価クロム化合物	ng/m ³	0.75	-	16	ヒ素及びその化合物	ng/m ³	0.32	6 (指針値)
6	六価クロム化合物	µg/m ³	0.14	-	17	1,3-ブタジエン	µg/m ³	0.028	2.5 (指針値)
7	クロロホルム	µg/m ³	0.12	18 (指針値)	18	ベリリウム及びその化合物	ng/m ³	0.005	-
8	酸化エチレン	µg/m ³	0.041	-	19	ベンゼン	µg/m ³	0.42	3
9	1,2-ジクロロエタン	µg/m ³	0.074	1.6 (指針値)	20	ベンゾ[a]ピレン	ng/m ³	0.030	-
10	ジクロロメタン	µg/m ³	0.52	150	21	ホルムアルデヒド	µg/m ³	1.8	-
11	水銀及びその化合物	ng/m ³	1.4	40 (指針値)	22	マンガン及びその化合物	ng/m ³	5.4	140 (指針値)

注1 優先取組物質のひとつである「ダイオキシン類」については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき測定を実施しています。

ク ダイオキシン類

有機塩素系化合物で、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフランとコプラナーポリ塩化ビフェニルの総称であり、廃棄物焼却炉などで非意図的に生成される物質です。動物実験ではガンや奇形、免疫機能の低下を引き起こすことが報告されていますが、人の健康にどのような影響があるかについては研究が進められています。令和6年度は、環境基準を達成し、良好な状況にあります。（表2-16）

表2-16 ダイオキシン類測定結果（年平均値）

測定項目	単位	津志田	環境基準
ダイオキシン類（大気）	pg-TEQ/m ³ [※]	0.010	0.6 以下

ケ アスベスト*

石綿とも呼ばれる天然の鉱物繊維です。熱、摩擦、酸やアルカリにも強く、建築資材、電気製品、自動車、家庭用品等様々な用途に使用されてきました。空気中に飛散したアスベストを吸入すると、肺がんや悪性中皮種等の病気を引き起こす恐れがあると言われています。大気中のアスベストの基準はありませんが、アスベストを扱う工場の敷地境界での規制基準は、1リットル中10本以下とされています。令和6年度の大気中のアスベスト濃度の平均は0.18本/Lでした。（表2-17）

表2-17 アスベスト測定結果（年平均値）

測定項目	単位	茶畠（幹線道路沿線）	加賀野（住宅地域）
アスベスト（大気）	本/L	0.17	0.19

コ 酸性雨

雨は、ごく自然の状態でも大気中の二酸化炭素などが溶けて、やや酸性（pH[※]5.6～7.0程度）を示しますが、それより酸性の強い雨や雪（pH5.6以下）を酸性雨と呼びます。酸性雨は、石炭や石油の燃焼などによって発生する硫黄酸化物[※]や窒素酸化物が雨に溶けて地上に降ってくる現象です。自動車の排出ガスや工場、発電所での石油の燃焼が原因として挙げられます。

酸性雨の原因となる硫黄酸化物、窒素酸化物は、気流によって遠くまで移動するため、広範囲で土壤、植生、水域などに影響を及ぼします。欧米では、森林が枯れたり、湖が酸性化して魚がすめなくなったり、石造りの建造物が溶けるといった大きな被害が生じています。

本市では、令和4年度まで、地域の特性をふまえて、酸性雪の調査を行いました。現在、調査を行っておりません。（最新値：令和4年酸性雪調査 pH6.18（加重平均））

(2) 水環境の状況

① 公共用水域の状況

ア 河川

盛岡市域でAA類型又はA類型（資料編：p.127参照）に指定されている主要河川7河川（北上川、中津川、零石川、築川、米内川、乙部川、諸葛川）と、類型指定のない都市河川17河川について水質調査を行っています。

調査の結果、人の健康の保護に関する環境基準「健康項目」（資料編：p.126参照）については、すべての測定地点において、それぞれの環境基準を達成しています。

生活環境の保全に関する環境基準「生活環境項目」（資料編：p.127参照）については、河川における有機汚濁の代表的な水質指標であるBOD（生物化学的酸素要求量）[※]でみると、類型指定のある主要河川では、芋田橋で7月に環境基準の超過がありました。（図2-21）。BOD以外の項目では、令和4年度から環境基準が設定された大腸菌数[※]の項目において、基準の厳しいAA類型の木々塚で6月から11月に、芋田橋で5月、7月から3月の測定で環境基準を超過しました。（表2-18）

類型指定のない都市河川では、BOD年平均値が極端に高い数値の地点はなく、全体的にほぼ横ばいに推移しており、おむね良好でした。（図2-22、2-23）

大腸菌数の環境基準の超過の要因として、中津川上流の木々塚地点では、人的由来の汚染源が少ないとことから、野生動物などの自然由来の汚染が原因と考えられ、北上川の芋田橋地点では、市外上流からの水質の影響や、人的な汚染が考えられるため、モニタリングを継続し原因の把握に努めます。

表2-18 河川の環境基準超過状況

中津川上流 木々塚										
採取月日	4/26	5/15	6/5	7/3	8/6	9/10	10/2	11/5	12/4	
大腸菌数 (CFU/100mL)	12	16	▲ 140	▲ 280	▲ 160	▲ 200	▲ 250	▲ 150	18	

北上川 芋田橋												
採取月日	4/26	5/20	6/6	7/4	8/1	9/5	10/2	11/5	12/4	1/7	2/13	3/3
BOD (mg/L)	0.9	0.9	0.7	▲ 1.1	1.0	0.8	0.8	1.1	0.8	0.6	0.7	0.8
大腸菌数 (CFU/100mL)	8	▲ 380	8	▲ 370	▲ 260	▲ 220	▲ 230	▲ 220	▲ 70	▲ 210	▲ 110	▲ 26

（▲は環境基準超過を示す）

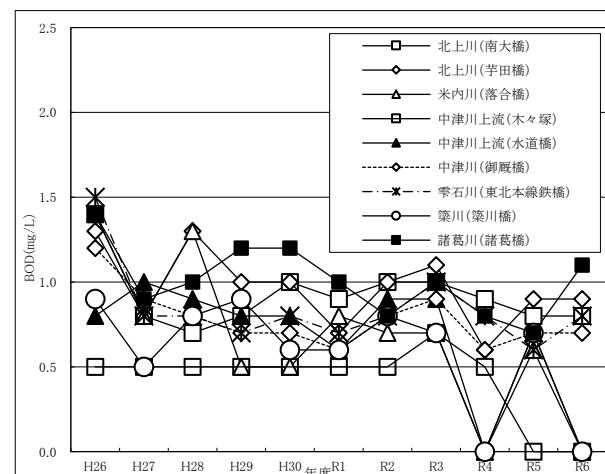


図 2-21 主要河川の水質(BOD75%値[※])の経年変化

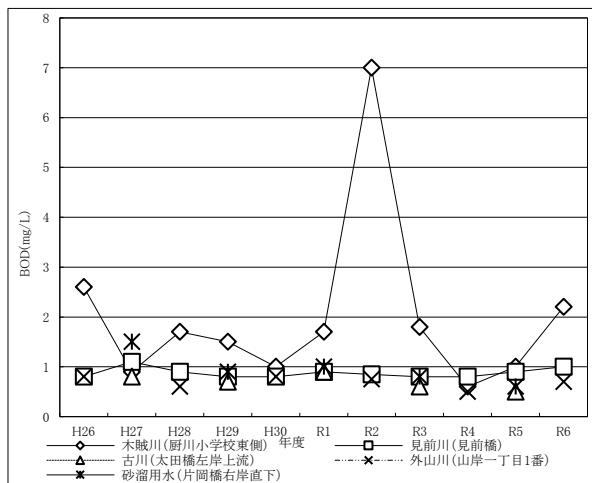


図 2-22 主な中小河川の水質の経年変化

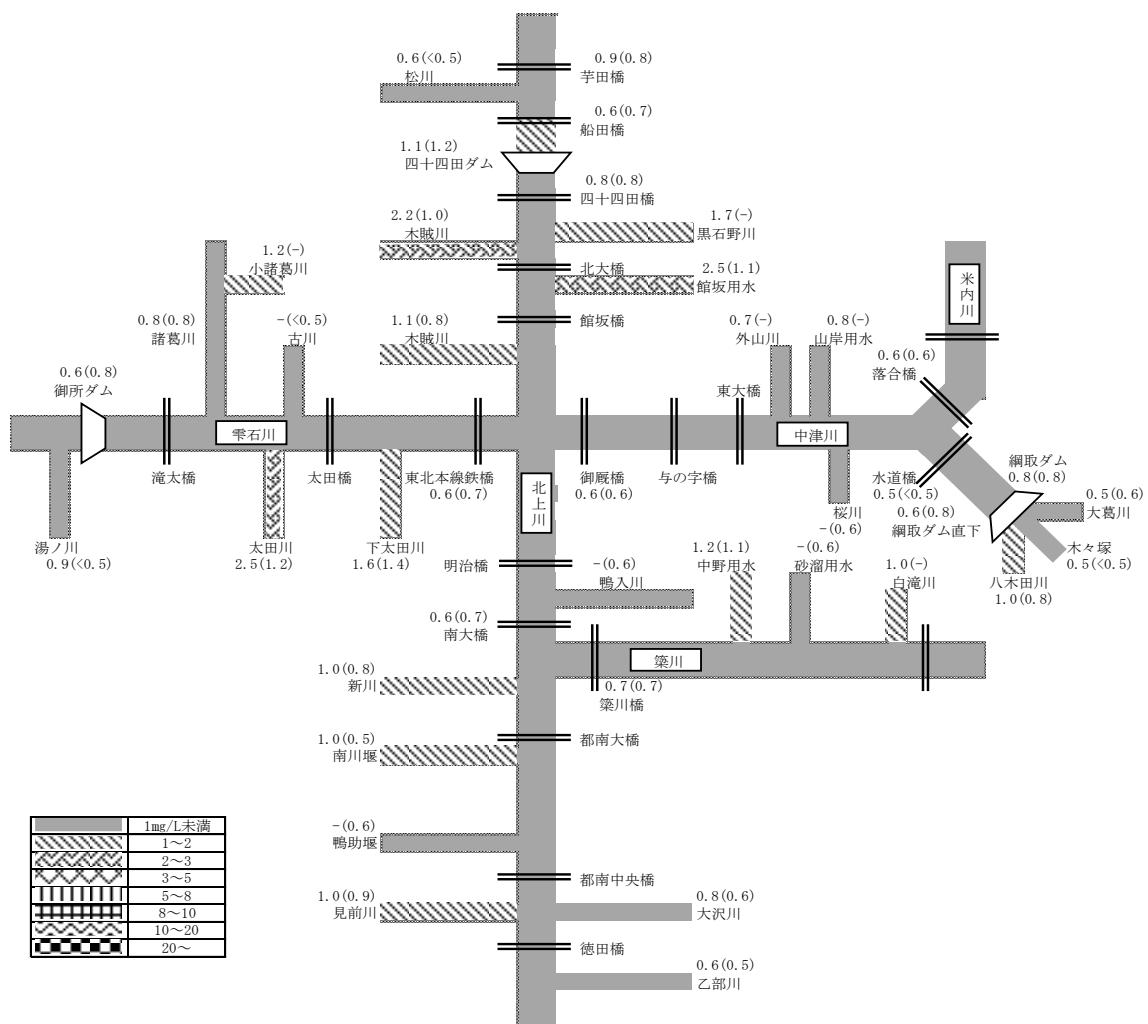


図2-23 河川におけるBOD年平均値（括弧内には昨年度のBOD年平均値

イ 湖沼・池

綱取ダム及び御所ダム貯水池は毎月、岩洞ダムは年4回（6月から9月）、高松の池は年2回（8月、11月）水質調査を行っています。

(ア) 綱取ダム

中津川上流に位置する綱取ダムは、総貯水量1,500万m³で、主に治水かんがい等に利用されており、環境基準の湖沼A類型のほか全リンⅢ類型（資料編：p. 128参照）に指定されています。

湖沼における有機汚濁の代表的な水質指標であるCOD（化学的酸素要求量）※でみると、綱取ダムの環境基準地点で環境基準（3mg/L以下）を達成しています。また、全リンでも環境基準（0.03mg/L以下）を達成しています。（図2-24）

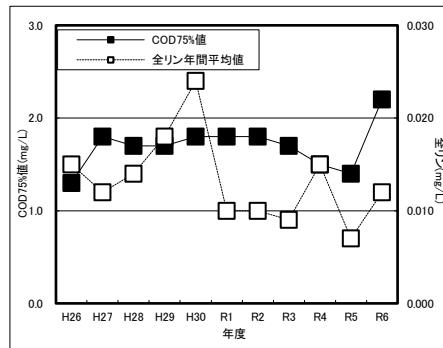


図2-24 綱取ダムの水質経年変化

(イ) 御所ダム貯水池

雫石川中流に位置する御所ダム貯水池は、総貯水量6,500万m³で主に治水かんがい等に利用されており、平成12年3月に環境基準の湖沼A類型のほか全リンⅡ類型（資料編：p. 128参照）に指定されました。

CODでみると、御所ダムの環境基準地点で環境基準（3mg/L以下）を達成しています。また、全リンでも、環境基準（0.01mg/L以下）を達成しています。（図2-25）

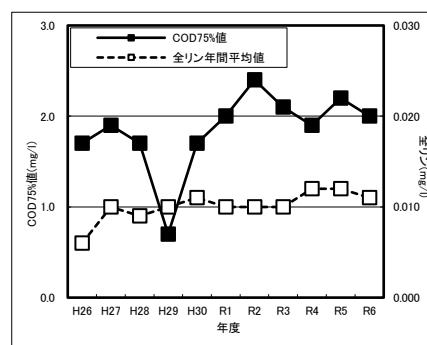


図2-25 御所ダムの水質経年変化

(ウ) 岩洞ダム

北上川水系丹藤川上流に位置する岩洞ダムは、総貯水量6,560万m³で発電及びかんがいに利用されており、環境基準の湖沼A類型に指定されています。

CODでみると、岩洞ダムの環境基準地点で環境基準（3mg/L以下）を達成しています。

（図2-26）

(エ) 高松の池

公共用水域における水質汚濁の監視を図る一環として、高松の池における水質状況を、流入地点、湖央地点、流出地点の3地点で調査しています。

COD年平均値の経年変化でみると、平成28年度に流入地点で高くなりましたが、おおむね横ばいで推移しています。CODが高くなる原因として、気温が高く雨の降らない日が続き、植物プランクトンが多く発生したことが影響していると考えられます。

（図2-27）なお、高松の池には、環境基準の類型は指定されていません。

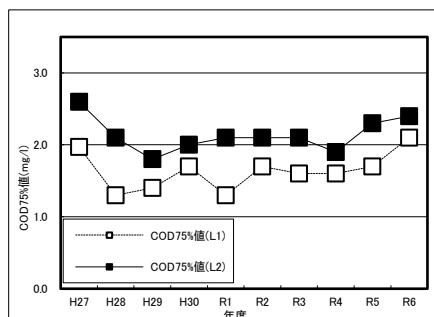


図2-26 岩洞ダムの水質経年変化

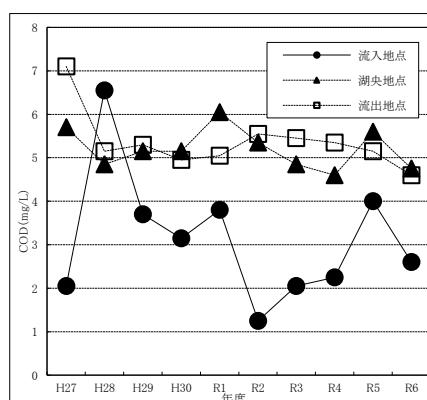


図2-27 高松の池の水質経年変化

② 地下水の状況

工場・事業所の井戸又は直近の井戸を優先的に選定し、地域の全体的な地下水の状況を把握するための「概況調査」を10地域の井戸で実施しました。「概況調査」においては環境基準の超過はありませんでした。

また、昨年度までの調査で汚染が判明した井戸の継続監視を目的とする「定期モニタリング調査」を12本の井戸で実施したところ、2本の井戸でヒ素が、1本の井戸で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を超過しました。

汚染井戸の所有者に対しては、井戸水の直接飲用を控えることなどを指導しています。

③ ダイオキシン類モニタリング調査結果

「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、公共用水域の水質・底質、地下水の水質及び土壤についてダイオキシン類のモニタリング調査を実施しており、調査結果は次のとおりとなっています。すべての調査項目において環境基準値を達成しています。（表2-19、2-20、2-21）

表2-19 公共用水域調査結果

測定地点	水質 (pg-TEQ/L [※])	底質 (pg-TEQ/g)
【環境基準値】	1	150
中津川 水道橋	0.039	0.31
諸葛川 諸葛橋	0.041	0.18
築川 寺沢橋	0.044	0.20
乙部川 乙部橋	0.039	0.23

表2-20 地下水調査結果

測定地点	水質 (pg-TEQ/L)
【環境基準値】	1
飯岡	0.033

表2-21 土壤調査結果

測定地点	土壤 (pg-TEQ/L)	備考
【環境基準値】	1000	
生出	0.36	一般環境

④ 水質異常事故等

河川など公共用水域における水質異常事故件数は32件で、うち油流出事故件数は30件となっています。（表2-22）

主な事故原因は、ホームタンクの灯油や車両事故によりエンジンオイル等が流出したことによるものです。

表2-22 水質異常事故件数及び油流出事故件数

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
水質異常事故件数	37	30	22	18	32
うち油流出事故	30	28	19	16	30

(3) 騒音・振動の状況

① 一般環境騒音

市内の一般地域における騒音の実態とその推移を把握するため、15地点で騒音測定を行いました。全測定地点において昼間・夜間の全時間帯で環境基準(資料編：p. 130参照)を達成しました。(表2-23、2-24、図2-28)

表2-23 地域類型別環境基準達成状況 (地域類型は資料編p. 130参照)

地域類型	用途地域	測定地点数	昼間・夜間とも達成	昼間のみ達成	夜間のみ達成	昼間・夜間とも未達成
A類型	第1種低層住居専用地域	3	3 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	第1種中高層住居専用地域	1	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	第2種中高層住居専用地域	1	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	A類型全体	5	5 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
B類型	第1種住居地域	4	4 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	第2種住居地域	1	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	B類型全体	5	5 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
C類型	近隣商業地域	2	2 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	商業地域	1	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	工業地域	2	2 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	C類型全体	5	5 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
全体		15	15 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

表2-24 年度別環境基準達成状況 (各年度の測定地点・箇所数は一定ではありません)

年度	対象地域	測定地点数	昼間・夜間とも達成	昼間のみ達成	夜間のみ達成	昼間・夜間とも未達成
令和2年度	全域	15	14 (93.3%)	0 (0.0%)	1 (6.7%)	0 (0.0%)
令和3年度	全域	15	15 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
令和4年度	全域	15	15 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
令和5年度	全域	15	15 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
令和6年度	全域	15	15 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

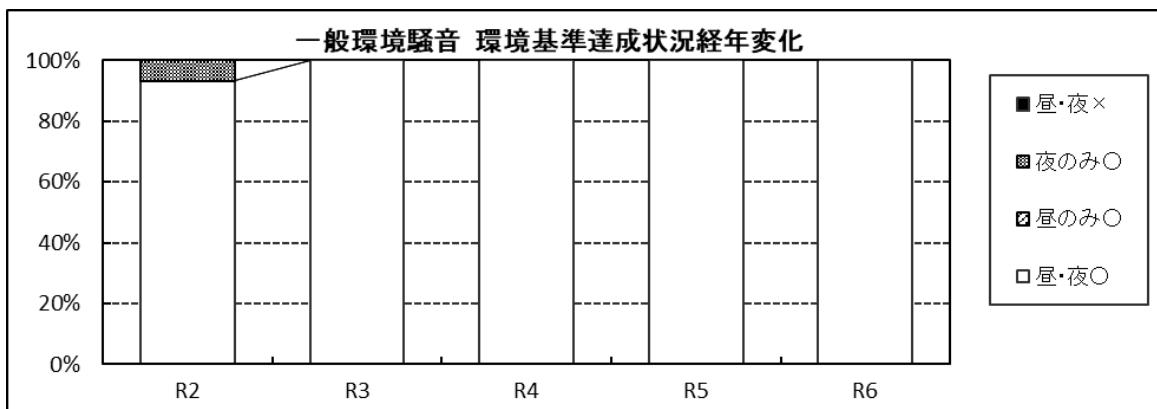


図 2-28 一般環境騒音 環境基準達成状況経年変化

② 自動車交通騒音

市内の道路に面する地域における騒音の実態とその推移を把握するため、主要道路沿線19地点で騒音測定を行いました。

騒音測定地点においては、昼間・夜間の全時間帯で環境基準を達成したのは16地点でした。また、夜間のみ環境基準を達成したのは2地点、全時間帯で環境基準を超過した地点は1地点でした。（表2-25、2-26、2-27、図2-29）

3日間の測定結果によって評価を行う要請限度※（資料編：p.131参照）との比較では、すべての地点において、昼間・夜間の全時間帯で要請限度を達成しました。（表2-28、2-29）

また、市内の主要幹線道路について、道路交通センサスの調査路線と4車線以上の市道をあわせ合計42路線（137区間）を自動車騒音常時監視の面的評価※対象区間とし、5カ年の実施計画を策定しています。

令和6年度は14路線44区間を対象に面的評価を実施しました。

面的評価による環境基準達成状況は、全5,999評価対象住居等戸数中、昼間・夜間の全時間帯で環境基準を達成したのは5,955戸（99.3%）、昼間のみ達成が0戸（0%）、夜間のみ達成が20戸（0.3%）、昼夜とも環境基準を上回ったのは24戸（0.4%）でした。（表2-30）

表2-25 地域類型別環境基準達成状況（騒音測定地点における状況）

地域類型	測定地点数	昼間・夜間とも達成	昼間のみ達成	夜間のみ達成	昼間・夜間とも未達成
特例 ^(注)	19	16（84.2%）	0（0.0%）	2（10.5%）	1（5.3%）
全体	19	16（84.2%）	0（0.0%）	2（10.5%）	1（5.3%）

注 特例-幹線交通を担う道路に近接する空間

表2-26 道路種類別環境基準達成状況（騒音測定地点における状況）

道路の種類	測定地点数	昼間・夜間とも達成	昼間のみ達成	夜間のみ達成	昼間・夜間とも未達成
国道（4号線）	4	2（50.0%）	0（0.0%）	1（25.0%）	1（25.0%）
国道（4号線以外）	4	3（75.0%）	0（0.0%）	1（25.0%）	0（0.0%）
県道	6	6（100.0%）	0（0.0%）	0（0.0%）	0（0.0%）
市道（4車線）	5	5（100.0%）	0（0.0%）	0（0.0%）	0（0.0%）
市道（2車線）	0	-	-	-	-
全体	19	16（84.2%）	0（0.0%）	2（10.5%）	1（5.3%）

表2-27 年度別環境基準達成状況推移（騒音測定地点における状況）

年度	測定地点数	昼間・夜間とも達成	昼間のみ達成	夜間のみ達成	昼間・夜間とも未達成
平成30年度	19	12（63.2%）	1（5.3%）	2（10.5%）	4（21.1%）
令和元年度	19	15（78.9%）	0（0.0%）	3（15.8%）	1（5.3%）
令和2年度	19	17（89.5%）	0（0.0%）	2（10.5%）	0（0.0%）
令和3年度	19	12（63.2%）	0（0.0%）	3（15.8%）	4（21.1%）
令和4年度	19	14（73.7%）	0（0.0%）	2（10.5%）	3（15.8%）
令和5年度	19	13（68.4%）	0（0.0%）	2（10.5%）	4（21.1%）
令和6年度	19	16（84.2%）	0（0.0%）	2（10.5%）	1（5.3%）

（各年度の測定地点は一定ではありません。）

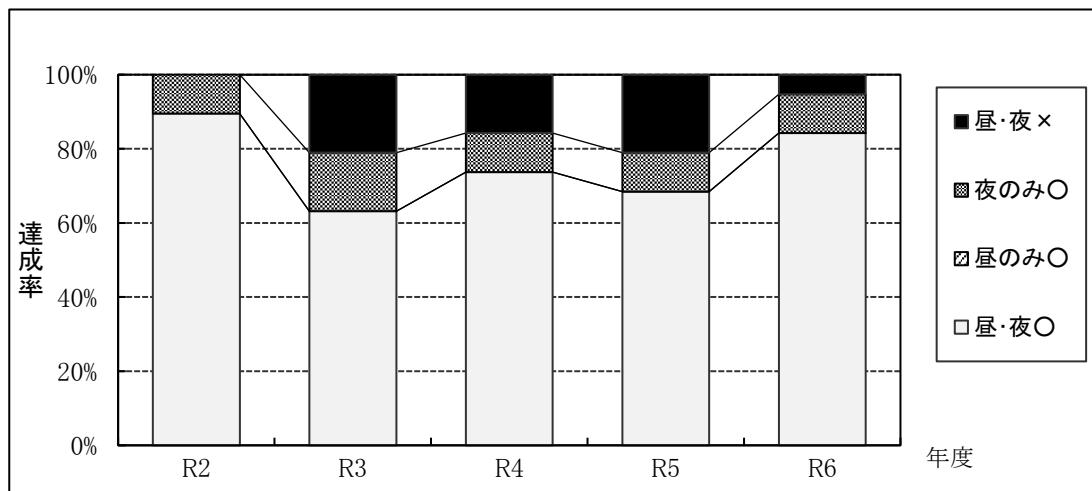


図2-29 自動車交通騒音 環境基準達成状況経年変化

表2-28 要請限度達成状況（騒音測定地点における状況）

年度	測定地点数	昼間・夜間とも達成	昼間のみ達成	夜間のみ達成	昼間・夜間とも未達成
令和6年度	19	19 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

表2-29 道路種類別要請限度達成状況（騒音測定地点における状況）

道路の種類	測定地点数	昼間・夜間とも達成	昼間のみ達成	夜間のみ達成	昼間・夜間とも未達成
国道（4号線）	4	4 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
国道（4号線以外）	4	4 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
県道	6	6 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
市道（4車線）	5	5 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
市道（2車線）	0	-	-	-	-
全体	19	19 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

表2-30 面的評価による環境基準達成状況

地域類型	評価対象住居等戸数	昼間・夜間とも達成	昼間のみ達成	夜間のみ達成	昼間・夜間とも未達成
近接空間※	2,381	2,343 (98.4%)	0 (0.0%)	17 (0.7%)	21 (0.9%)
非近接空間※のうちA類型	1,067	1,064 (99.7%)	0 (0.0%)	2 (0.2%)	1 (0.1%)
非近接空間のうちB・C類型	2,551	2,548 (99.9%)	0 (0.0%)	1 (0.0%)	2 (0.1%)
非近接空間のうち類型なし	0	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
全体	5,999	5,955 (99.3%)	0 (0.0%)	20 (0.3%)	24 (0.4%)

③ 道路交通振動

市内の道路に面する地域における振動の実態とその推移を把握するため、主要道路沿線19地点で振動測定を行いました。

その結果、すべての地点で道路交通振動の限度（資料編：p. 132参照）を下回りました。（図2-30）

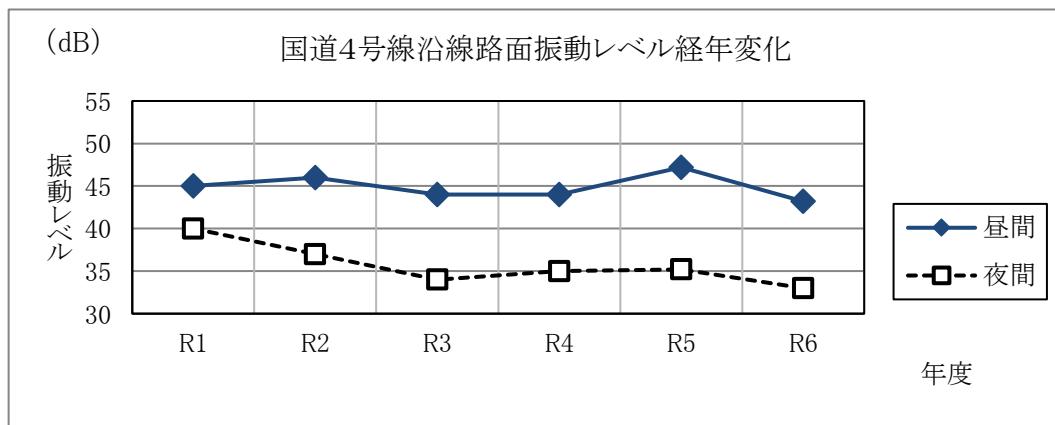


図2-30 年度別振動測定状況

（各年度の測定地点は一定ではありません）

④ 高速自動車道騒音

高速道沿線における騒音の実態とその推移を把握するため、東北自動車道沿線6地点で騒音測定を行いました。その結果、すべての測定地点（6地点）で昼間・夜間の全時間帯における環境基準を達成しました。（表2-31、2-32）

3日間の測定結果によって評価を行う要請限度との比較においては、すべての地点で限度を下回りました。なお、測定を実施した6地点は、用途地域が指定されていない市街化調整区域のため、環境基準の地域類型の当てはめがありませんが、参考までに「B類型（住居・準住居地域）」の基準で達成状況を評価しています。

表2-31 地域類型別環境基準達成状況

地域類型	測定地点数	昼間・夜間とも達成	昼間のみ達成	夜間のみ達成	昼間・夜間とも未達成
その他	6	6 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
全体	6	6 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

表2-32 年度別環境基準達成状況

年度	測定地点数	昼間・夜間とも達成	昼間のみ達成	夜間のみ達成	昼間・夜間とも未達成
令和元年度	6	6 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
令和2年度	6	6 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
令和3年度	6	6 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
令和4年度	6	6 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
令和5年度	6	6 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
令和6年度	6	6 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

(5) 新幹線鉄道騒音・振動

新幹線沿線における騒音・振動の実態とその推移を把握するため、盛岡駅以北2地点、盛岡駅以南3地点の計5地点で騒音・振動測定を行いました。（表2-33、2-34）

〈騒音〉 すべての地点で環境基準を達成しました。

〈振動〉 すべての地点で新幹線鉄道振動対策指針に定められた限度（資料編：p. 132参照）を下回りました。

表2-33 類型別環境基準達成状況

類型	測定 地点数	騒音				振動 達成
		25m・50m とも達成	25mのみ 達成	50mのみ 達成	25m・50m とも未達成	
I	3	3 (100.0%)	-	-	-	3 (100.0%)
II	2	2 (100.0%)	-	-	-	2 (100.0%)
全体	5	5 (100.0%)	-	-	-	5 (100.0%)

表2-34 年度別環境基準達成状況

年度	測定 地点数	騒音				振動 達成
		25m・50m とも達成	25mのみ 達成	50mのみ 達成	25m・50m とも未達成	
平成元年度	5	5 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (100.0%)
令和2年度	5	5 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (100.0%)
令和3年度	5	5 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (100.0%)
令和4年度	5	5 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (100.0%)
令和5年度	5	5 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (100.0%)
令和6年度	5	5 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (100.0%)

(4) 悪臭の状況

令和6年度に発生した悪臭苦情件数は1件で、公害に関する苦情件数のうちの3%となってています。発生源が「会社・事業所」の苦情の内訳は、製造業1件でした。

2 公害苦情の状況**① 公害苦情の状況**

令和6年度の新規受付公害苦情件数は31件で、令和5年度の35件と比べて4件減少しています。

最も多いものは、騒音に関するもので16件の苦情（前年比2件増）が寄せられていますが、その原因は事業活動や人の生活に起因するものなど多岐に渡ります。そのほかの公害苦情については、大気汚染9件（同2件増）、水質汚濁1件（同1件増）、振動3件（同3件増）、悪臭1件（同9件減）、その他1件（同3件減）となっています。（表2-35、図2-31）

表2-35 年度別苦情件数

公害の種類	R2	R3	R4	R5	R6
大気汚染	17	16	10	7	9
水質汚濁	3	0	0	0	1
騒 音	41	36	20	14	16
振 動	0	2	5	0	3
悪 臭	19	21	14	10	1
そ の 他	0	0	4	4	1
合 計	80	75	53	35	31

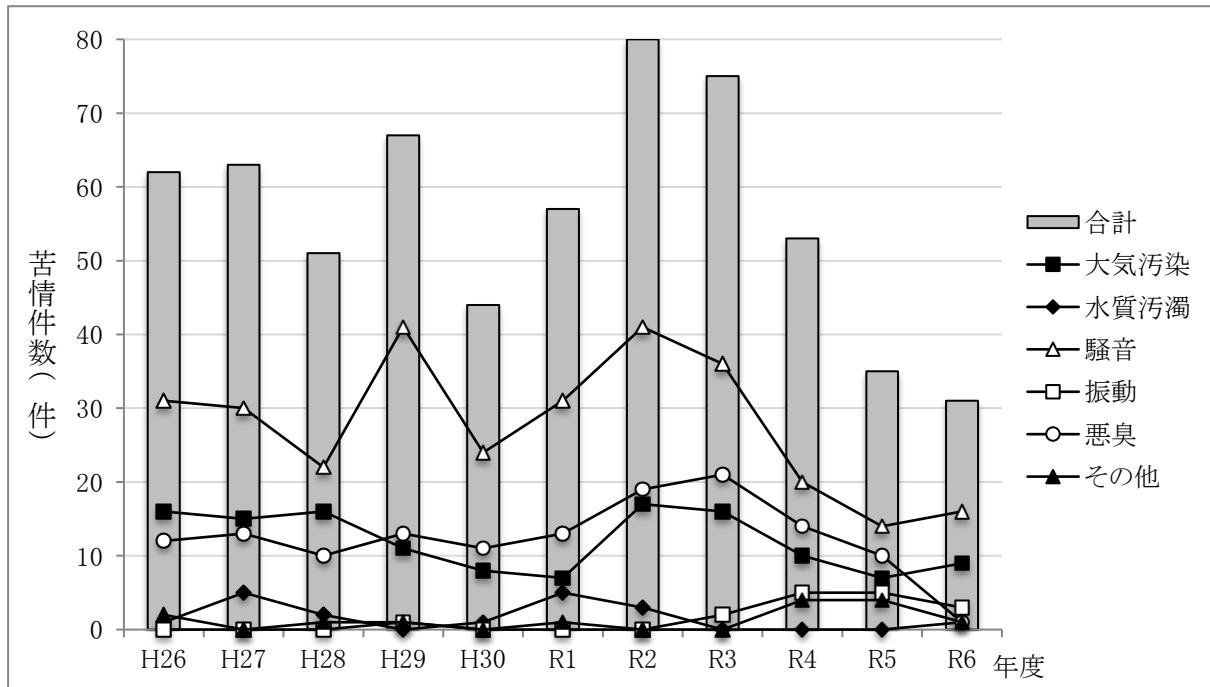


図2-31 公害苦情の年度推移

② 公害苦情の解決には

公害苦情の解決には、発生源者の理解と協力が必要です。事業活動や作業に伴う苦情のほとんどは、作業方法の改善や時間帯の変更・短縮などにより解決されます。発生源者が周囲の環境に対する配慮を心掛けることが重要です。

また、生活環境に起因する騒音・悪臭などの住民同士のトラブルも少なくありません。原因の多くは都市化の進行や生活様式の多様化などであり、避けられない一面を持っていますが、アパートでは隣（上下）部屋の音について夜間などに大きな音を出さないように注意したり、戸建て住宅では換気扇からの臭いやボイラー音について換気扇の向きを変えたり防音壁をつけるなど、日常生活の中で隣人への心配りをすることで事前にさけられるトラブルが多いのも事実です。

私たちの日常生活で、身近なトラブルが起こった場合は、当事者同士で納得のいくように十分話し合うことも大切です。

3 公害防止協定の締結状況

公害の未然防止や公害が発生した場合の対策に取り組む姿勢について、事業場などと公害防止協定として締結しています。

令和6年度末での公害防止協定の締結状況は、表2-36のとおりとなっています。

表 2-36 公害協定締結状況

事業所名 (施設名)	内 容	水質	大気	騒音	振動	悪臭	土壤	地盤沈下	ダイオキシン	廃棄物	交通安全	公共安全	環境緑化	森林保全	防災	放射能	道路清掃
盛岡セイコー工業株	○																
(株)森解明場	○					○				○							
東北紙器株	○																
(株)東亜電化	○									○		○					
盛岡手づくり村 ^(注)	○																
横河電子機器株	○																
日本アイストープ協会 (RMC)															○		
全国農業協同組合連合会	○									○		○					
盛岡カントリークラブ	○																
盛岡ハーランドカントリークラブ	○																
みどりゴルフ場	○																
(株)東北油化	○	○								○							
岩手中央碎石株、(株)石名坂、 北日本碎石工業株		○	○									○					○
日本オイルターミナル株	○		○		○					○	○				○		
(有)都南商事	○				○					○							
(株)盛岡清掃センター		○															
(株)開運興業	○	○	○		○												
盛岡中央工業団地協同組合	○	○	○	○	○					○							
樋下建設株	○									○					○		
(株)山興	○	○	○	○							○	○	○	○			
(株)環境整備	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
(株)伊藤組	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				
(有)岩手ファーム	○				○					○			○				
エコ・パワー株	○	○	○	○	○	○	○			○	○			○		○	
(有)岩手運送	○	○	○	○	○	○	○			○	○			○		○	
(株)玉山メガニッコウ	○	○	○	○	○	○	○			○	○			○		○	
エフビットコミュニケーションズ株	○	○	○	○	○	○	○			○	○			○		○	
全農畜産サービス株式会社	○				○	○				○		○					
株式会社岩手マイタック	○	○	○	○	○	○	○			○		○					

(各事業所において、○のついている内容で公害防止協定の締結を行っているもの。)

注 盛岡手づくり村は、公害防止管理要領です。

4 文化財指定等の状況

幾多の先人たちによって育まれ、綿々と受け継がれてきた盛岡のさまざまな文化や文化財を保存・継承し、活用するために、法及び条例による指定等の措置を講じています。

令和6年度末件数は、表2-37のとおりです。

表 2-37 指定等文化財件数（令和6年度末の状況）(単位：件)

指定別 種 別	国指定	国登録	国選択	国認定 (重要美術品)	岩手県指定	盛岡市指定	計
有形文化財	17	4	0	4	45	89	159
無形文化財	0	0	1	—	1	1	3
民俗文化財	1	0	2	—	12	68	83
記念物	7	2	0	—	11	24	44
合 計	25	6	3	4	69	182	289

注1 重要美術品は、旧法により文部省から認定された美術品です。

注2 地域を特定しないで指定している文化財は除きます。

5 保存建造物の指定と旧町名の由来板

盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例に基づき指定している保存建造物は、材木町裏石組（盛岡市材木町地内）の1件です。これまで保存建造物として指定していた23件の建造物のうち、国指定重要文化財と景観法に基づく景観重要建造物の指定が重複していた22件について、令和元年度中に保存建造物の指定を解除しました。

また、藩政時代の名残をとどめる旧町名の歴史や文化伝承のため、市内27箇所に50町名分の由来を記した説明板を設置しています。